

# 申告相談が 始まります

◆問い合わせ  
税務課市民税係（名寄庁舎2階）  
↑01654③2111(内線3201~3203)

## 住民税の申告

住民税の申告相談を開催します。申告が必要と思われる方には「案内はがき」で相談日をご案内しますの  
で、「案内はがき」と関係書類を持  
参してください。「案内はがき」が  
送付されなかった方でも申告の必要  
がある方は来庁ください。

## 申告受付期間

2月16日(木)～3月15日(水)

※ただし、土・日・祝日を除く

## 申告場所

- 税務課市民税係  
(名寄庁舎4階大会議室)
- 地域住民課総務・税務係  
(風連庁舎1階)

## 所得・消費税などの 確定申告

「確定申告書」は自分で作成し、名

寄税務署窓口持参、または郵送でお早めに提出ください。  
また、便利なe-Taxは国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で自宅のパソコンなどから申告書を作成することができ、マイナンバーカードを利用して、e-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。ぜひご利用ください。

## 税

務署の確定申告会場への  
入場には「入場整理券」が  
必要です

・会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要  
・入場整理券は各会場当日配布しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。オンライン事前発行の詳しい方法は、国税庁ホームページをご覧ください。  
・入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。当日の配布状況は国税庁ホームページで確認できます。  
※2月16日(木)掲載開始予定

## 確定申告指導・申告書の受付期間

- 所得税 2月16日(木)～3月15日(水)
- 贈与税 2月1日(水)～3月15日(水)
- 消費税等 3月31日(金)まで

## 申告会場・時間

名寄税務署 2階会議室(西1北1)  
9時～16時(土・日・祝日を除く)  
↑01654②2157

## 所得税の確定申告が必要な方

①公的年金などの収入金額のほかに20万円を超える所得がある方、年金収入金額が40万円を超える方や事業所得・不動産所得などがあり、所得税の納税額がある方

※公的年金などの収入金額が40万円以下であり、かつ公的年金など以外の所得金額が20万円以下の場合  
は、確定申告不要ですが、外国の法令に基づく公的年金などを受給している方は確定申告が必要です。  
また、確定申告が不要でも住民税の申告が必要な場合があります。  
②年末調整をした給与以外の所得が20万円を超える方  
③給与を2カ所以上から受けている場合で、年末調整を受けなかった給与の収入金額と給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方  
④源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっていて還付申告をする方  
⑤雑損失や株式の損失など翌年以降に繰り越すことができる損失がある方

## マイナンバーの記載と 確認が必要です

申告書に個人番号(マイナンバー)の記載および番号確認、身元確認が必要となります。また、配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者、扶養控除(16歳未満の扶養含む)、専従者がある場合は、それぞれの個人番号(マイナンバー)の記載も必要となります。  
※マイナンバー法規則改正に伴う要件をみたした方(個人事業者で開業届出書、確定申告書等を提出の際に番号法上の本人確認が行われている方)は、身元確認のみとなりました。

## 申告に必要なもの

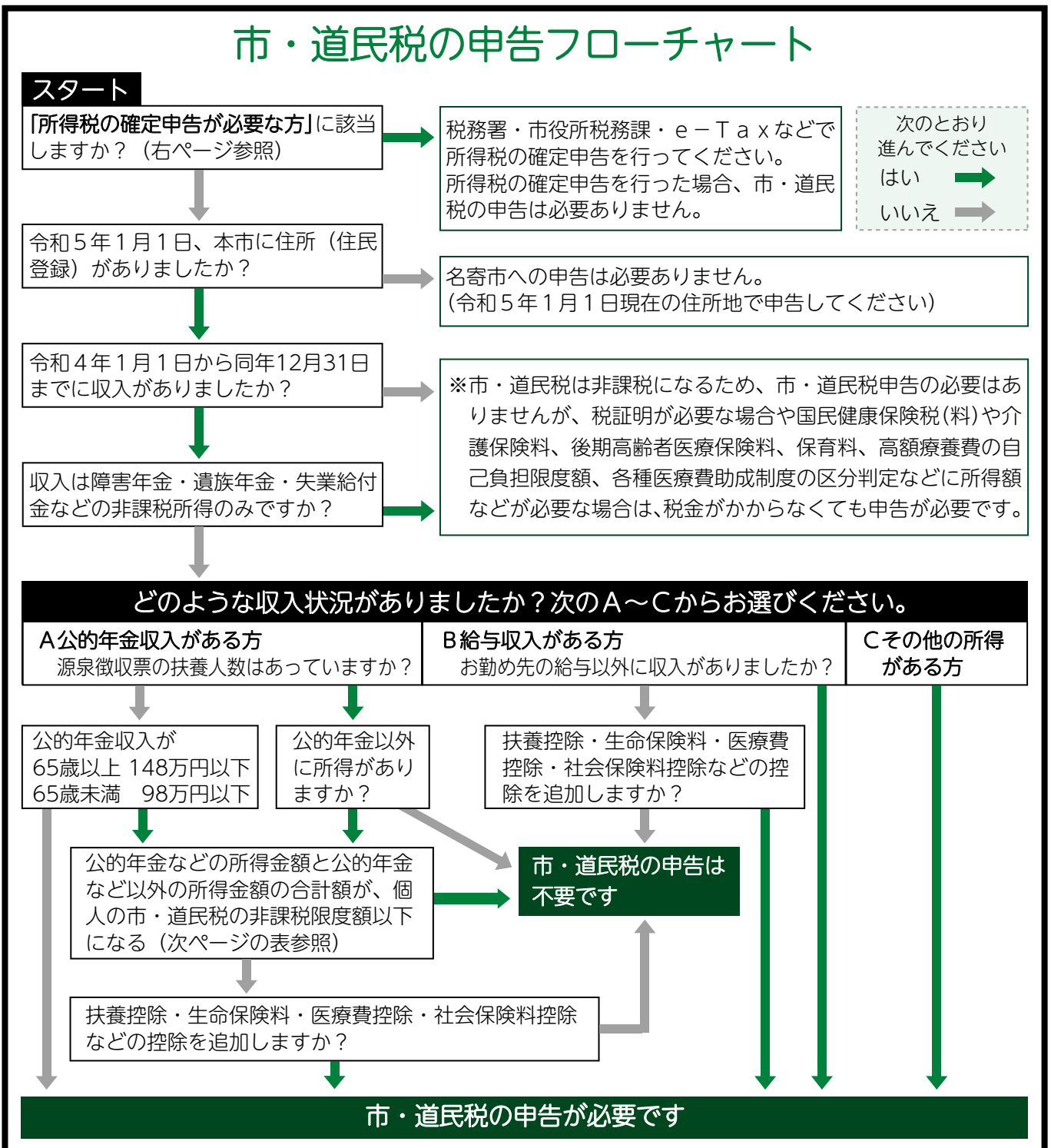
- ①案内はがき
- ②Ⅰ番号確認書類…マイナンバーカード(身元確認もできます)、通知カード(記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限る)、マイナンバー記載の住民票
- ②Ⅱ身元確認書類…運転免許証など顔写真入りの身分証明書の場合は1点、健康保険証や年金手帳などの顔写真のない身分証明書の場合は2点
- ③給与、年金などの源泉徴収票(原本)、報酬・料金などの支払調書



# 申告相談が始まります

- ④ 営業所得などがある場合は収支計算書および仕入れ、売上、必要経費などの明細書
  - ※ 申告内容によっては税務署で申告していただく場合があります
  - ⑤ 生命保険、地震保険、平成18年以前契約の長期損害保険などの控除証明書
  - ⑥ 医療費控除にかかる医療費（薬代含む）などの医療費控除の明細書および生命保険や高額療養費などで補てんされた金額のわかるもの
  - ⑦ セルフメディケーション税制にかかる医薬品などのセルフメディケーション税制の明細書および健（検）診などの結果通知表や領収書
  - ※ ⑥と⑦は重複して選択することはできません。
  - ⑧ 社会保険料
  - ※ 国民年金保険料などの控除証明書、各種健康保険料（税）・介護保険料などの領収書など
  - ⑨ 寄附金控除に係る、寄附先からの受領証および特定公益法人に対する寄附についての証明書など
  - ⑩ 身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書、療育手帳、精神保健福祉手帳など
  - ⑪ 国外に居住する親族の扶養控除などの書類
  - ⑫ 所得税の還付申告の場合は振込先口座（本人名義）のわかるもの
- （次ページにつづく）

## 市・道民税の申告フローチャート





## 申告相談が始まります

個人市・道民税の  
非課税限度額

※⑤生命保険、地震保険と⑨寄附金については電磁的記録印刷書面(保険会社などまたは寄附先から電磁的方法により交付を受けた控除証明書または領収書に記載すべき事項が記録された電子データを印刷した書面)による提出が可能になりました。



本人と扶養親族等の合計人数 (※1)	65歳以上の方 (昭和33年1月1日以前生まれ)		65歳未満の方 (昭和33年1月2日以降生まれ)	
	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)	公的年金等の所得と他の所得の合計(所得金額)	公的年金等の収入のみの場合(収入金額)
1人	38万円	148万円	38万円	98万円
2人	83万円	193万円	83万円	147万3,334円
3人	111万円	221万円	111万円	184万6,667円
4人	139万円	249万円	139万円	222万円

(※1) 本人と扶養親族等の合計人数は、扶養親族、控除対象配偶者、本人の合計人数です。合計人数が5人以上の場合は、お問い合わせください。

## 住民税の決定について

今回の申告により令和5年度住民

税額が決定するのは給与特別徴収の方(住民税を給与天引きされる方)が5月10日頃、それ以外の方(住民税を納付書払いもしくは口座振替、年金特徴で支払う方)は6月10日頃になります。

申告していない収入があればそれを加えて計算するため、申告時にお伝えした住民税額が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 個人住民税の税制改正

## 令和5年度から適用される主な変更点について

## 民法改正による未成年の住民税の課税について

民法の成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度から、1月1日(賦課期日)時点で18歳または19歳の方は、市民税・道民税が課税されるかどうかの判定において未成年者にあたらないうこととなりました。

未成年者は前年中の合計所得金額が135万円以下の場合には課税されませんが、従来の定義では非課税であったにもかかわらず、今回の改正によって今後の課税年度では課税となる場合がありますのでご注意ください。

※令和5年度の場合、平成17年1月3日以降に生まれた方が18歳未満とみなされます。

## 市民税・道民税の住宅ローン控除限度額

入居した年月	平成21年1月～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月(※1)	令和4年1月～令和7年12月(※2)(※3)
控除限度額	A×5% (最高97,500円)	A×7% (最高136,500円)	A×5% (最高97,500円)

A：所得税の課税総所得金額等(課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額)です。

■住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除の期間延長と控除限度額の見直し)  
住宅ローン控除の適用について、令和4年1月1日～令和7年12月31日までの間に入居した方が対象となりました。市民税・道民税における住宅ローン控除限度額は次のとおりです。

(※2) 令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得などに係る契約を締結した場合は、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、(※1)の条件を満たす場合の控除限度額と同じになります。

(※3) 令和6年以降に建築確認を受ける住宅(登記上の建築日が同年6月30日以前のものを除きます)または建築確認を受けない住宅で登記上の建築日が同年7月1日以降の住宅については、一定の省エネ基準に適合している場合に限り、

なお、控除期間については、認定住宅または一定の省エネ基準を満たす新築住宅に令和4年から令和7年までに入居した場合は13年間、その他の新築住宅に令和4年または令和5年に入居した場合は13年間、令和6年または令和7年に入居した場合は10年間、既存住宅の取得または住宅の増改築などについては令和4年から令和7年までに入居した場合は10年間となります。

■セルフメディケーション税制の見直し  
セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が5年延長され、令和8年12月31日までとなります。